

○公 告

年少射撃資格講習会の開催について
銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第9条の14第1項に規定する年少射撃資格講習会を次のとおり開催します。

令和8年1月9日

愛媛県公安委員会委員長 佐伯 鈴乃

1 開催日時

令和8年2月20日（金） 午前10時から午後4時までの間

2 開催場所

愛媛県伊予市下吾川960番地
伊予警察署 2階講堂

3 受講対象者

年少射撃資格の認定を受けようとする者

4 受講資格

愛媛県内に住所を有する者

5 受講申込手続

(1) 受講申込受付期間

令和8年1月9日（金）から令和8年2月20日（金）までの間の午前9時から午後4時30分まで（ただし、土日、祝祭日を除く。）

(2) 受講申込書の提出先

住所地を管轄する警察署の生活安全課又は刑事生活安全課

(3) 提出書類等

ア 申込書（銃砲刀剣類所持等取締法施行規則様式第68号） 1通
イ 写真 1枚（提出前6カ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの。）

ウ 手数料 9,800円（愛媛県収入証紙により納付）

※ 申込時に本人確認のため身分証明書等を確認することがあります。

6 講習会の内容

講習は、

- ・空気銃の所持に関する法令
- ・空気銃の使用の方法

について実施し、講習終了後に学科試験を実施します。

学科試験に合格した者には、当日年少射撃資格講習修了証明書を交付します。

7 その他

- (1) 受講申込時に交付したテキストを持参してください。
- (2) 講習終了後に学科試験を実践するため筆記用具（鉛筆、シャープペンシル、消しゴム等）を持参してください。

8 問合せ先

愛媛県警察本部生活安全部生活環境課許可事務等指導室保安・営業・支援係（電話089-934-0110（内線3184、3185））又は愛媛県内各警察署生活安全課（刑事生活安全課）